

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 改正消費者契約法への対応について（20分）</p> <p>6月3日に高齢者らを狙った悪質商法への対策を強化する改正消費者契約法（平成28年法律第61号）が施行されました。</p> <p>このほど施行された改正消費者契約法は、特に高齢者を悪徳商法から守るため、不当な方法で結ばれた契約を消費者の意思で「取消し」にできる規定、また、消費者を一方的に不利にする契約条項を「無効」として認めない規定を一層強化しました。</p> <p>国民生活センターによると、悪徳商法は、「金銭」「健康」「孤独」という高齢者特有の不安を言葉巧みにあおり、親切を装って信用させた上で不当な契約を結ばせることが多いということです。</p> <p>また、事業者が市役所や消費生活センターなど公的機関の職員であるかのように思わせて商品やサービスを押し付ける「かたり商法」や、無料招待とか無料サービスなどと強調して相手を引きつけてから最終的に高額の商品を購入させる「無料商法」も多く、さらに、訪問販売員に退去を求めても勧誘を続けたり、将来の値上がり不確実であるのに絶対儲かるなどと説明したりする場合があります。</p> <p>改正法は、悪質化する手口から判断力が十分でない高齢者を守るため、契約の「取消し」と、契約条項の「無効」の適用範囲を広げました。</p> <p>70歳以上の人々が契約トラブルに巻き込まれたとの相談は全国の消費生活センターなどに寄せられていて、15年度は約18万件で、相談全体に占める割合は他の年代と比べても高く、約20%に上ります。</p> <p>悪徳商法の手から高齢者を守るための自治体の相談体制が求められています。今後の市の対応について、以下質問いたします。</p> <p>（1）現状と課題について</p> <p>（2）今後の取組について</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>2 介護と育児を同時に担うダブルケア支援について(20分)</p> <p>晩婚化などを背景に、介護と育児を同時に担わなければならない「ダブルケア」に直面する家族が増えています。</p> <p>これまでは制度の狭間に置かれ、一人で困難を抱えてしまうケースも少なくありませんでしたが、最近になって、地域や行政でもダブルケアをする人を支える動きが広がっています。介護にも育児にも真摯に取り組みたいと思う半面、周囲に相談できる人がいないという現状の中で、本市の今後の対応について伺います。</p> <p>(1) 本市の現状について</p> <p>(2) 今後の取組について</p>	市長